

高裁民事書記官の職務について

「高裁民事書記官の職務について」に関する報告書

「高裁書記官とは？」この問いの模範解答は「高裁書記官は下級裁の書記官にとって模範的・指導的立場の書記官であるべきだ。」であろう。しかし、この内容のままではあまりにも抽象的であって何のことがよく分からない。そこで我々プロジェクトチームは、今回のアンケートを通じて現役高裁書記官（大阪高裁民事部所属）の意見を集約し、その答えを見つけるヒントを得ようと考えた。個々のアンケート事項によっては無回答の場合もあるため、データベースとしては決して十分なものとは言えないが、回答の中には、示唆に富むものが数多く含まれていた。

上記模範解答の中身を具体化する作業は、すなわち、高裁書記官には何故、「模範的・指導的立場」が求められるのか、その理由を探る作業である。詳細については各論に譲るが、望むと望まざるに関わらず、高裁書記官という肩書きは上記模範解答の内容を背負っていると考えて間違いはない。

アンケート項目に沿ってその回答内容を検討しつつ、上記模範解答の中身の具体化を試みたいと思う。

Part I : 高裁書記官の自己研鑽について

Q 1 あなたの書記官歴（肩書きが書記官である期間。H19.12.1現在）はどれくらいですか。

書記官歴も7年目という人から19年目という人までかなり幅広い。その中でも10年前後の人が一番多い。平均すれば、12年弱という結果になった。

下級裁に勤務していれば、中堅又はベテラン書記官として、それなりの役割やリーダーシップが求められるが、高裁では周りもほとんどが同じような経験経歴の書記官となるので、ともすればそのような力を発揮する場を見失ってしまい、ある意味「ぬるま湯」のような仕事環境になってしまうこともある。高裁勤務をぬるま湯として過ごしてしまうのか、自己研鑽の場にしていくのかは、個々人の自覚によるところが大きい。

Q 2 総研（BU研）後は研修に参加する機会も少なくなると思われ
ますが、総研後現在までの間、どのような研鑽を積みましたか
（積んでいますか）。

積極回答	15人
消極回答	7人
(無回答	4人)

さすがにBU研修後は、当局が行う集合研修に参加することが少なくなることが窺える。日々の仕事の中で、疑問に思ったことを調べたり、勉強したりしているようである。やはり、根拠を知って事務に当たるということが重要だと誰しも思っているようだ。「BU研修後、特に仕事の知識や技術に関する研修がないのは、もはやベテランとして、そういった知識等の取得が自分自身でできるという認識がなされているからだと考えている。」という意見があったが、そのとおりかも知れない。一般論として、書記官には、問題発見能力・調査検索能力・思考能力が求められるが、高裁書記官ともなれば、それらの能力が十分に備わっていることが公知の事実になっているのではなかろうか。

法改正について挙げている人も何人かいたが、ここ数年民事関係の大きな法律改正が続いたので、改正法に関係する事件処理を直接担当していなくても、改正法に対する対応をとらなければと思っているようだし、実際

に勉強をしている人も多い。

集合研修を求める意見は出なかった。潜在的に、何らかの研修の機会を求めているのかは分からないが、日々のOJTがしっかり行われていれば、職場外での集合研修の必要性は高くないということかも知れない。ただ、OJTは一人では出来ないので、主任書記官の自覚と協力が不可欠である。

Q 3 高裁で主任書記官等から学んだことは何ですか。

積極回答 18人

消極回答 3人

(無回答 5人)

高裁だからといって殊更にないという意見もあるが、1審の主任とは一味違うという意見もある。当然のことではあるが、主任によりけりということであろうか。

困難当事者に対する対応で学ぶべき点があることを挙げる人が多いが、それは、高裁に困難当事者が多いということも影響していると思われる。あとは、民事手続全般に対する知識の豊富さ、部の運営、裁判官との関係等で、レベルの高い主任から学びたいという姿勢が窺える。前向きな取り組み方や、目的意識をもつこと、事務処理に対する姿勢等、精神的な面を挙げる人もいた。

Q 4 高裁で、裁判官、主任書記官、記録係等から、調書の記載の仕方
その他事件記録に関して指摘を受けて、改善した事例はありますか。

a ある 17人

b ない 9人

改善した事例があると回答のあったものの内容を見ると、過納手数料に対する取り扱いに関するものを除き、高裁特有の事務に関する指摘に対する改善例というものが見当たらない。回答内容としては審級に関係なく指摘され得るものであった。

ところで、このアンケートにおいては、改善した事例がないと回答した人に対して、指摘を受けながらも改善の必要がないと考えた理由を問うべきであった。というのは、その理由の中に、当人の高裁書記官としての意識(プライド)を、本人の自覚とは関係なく、垣間見ることができたかも

知れないからである。

Q 5(1) 高裁の書記官事務を行う中で、ひやっとした経験をしたことがありますか。

a ある 12人

b ない 13人

(無回答 5人)

(2) 上記 a のとき、どう対応・解決しましたか。

「ひやっとした経験」とは「もう少しで過誤になるところだった」という経験であり、結果的には過誤に至らなかったという意味である。ひやっとした経験があると回答した12人中、その本来の意味での回答は1人だけであり、ほぼ全回答が「やってしまった経験」であった。

当たり前にやっている事務処理方法が、違法とは言えないまでも不相当な方法だということがある。それ自体が過誤になる前に、また、それが過誤の原因になる前に、「ひやっとした経験」の実例として寄せられる情報を得ておくことは非常に有益である。

書証目録の記載方法について挙げる人が複数いたが、近年になって書証目録の記載の簡素化がされ、取扱いが変更となったことも関係しているかも知れない。人訴事件や上訴に伴う執行停止など地裁で経験することが少ない事務について挙げる人もいる。

Part II : 個々の事件処理に際しての、原審との関係について

Q 1 原審に事件に関する何らかの情報提供を求めたことがありますか(例:傍聴人の数)。

a ある 21人

b ない 5人

原審に対して事件に関する情報提供を求めた内容としては、①法廷立会関係では、大規模事件における傍聴人の数、マスコミ関係者の傍聴の有無、遺影持ち込みに対する対応状況、警備要請の必要性の有無等について、②書記官室での窓口対応の関係では、いわゆる困難当事者(粗暴な者、訴訟

マニア等。)や本人訴訟の当事者本人に関する情報収集, ③事件処理関係では, 訴額の算定方法, 調書の記載内容, 困難当事者・本人訴訟の当事者本人への送達方法(連絡方法), 鑑定人選任の経緯, 原審の判断についての経緯, 関連事件の進行状況, 等が挙げられた。

控訴審では, 事件に関する情報は, 当然のことながら記録に書かれていることしか分からない。記録には正規に整理(編綴)されない, 事件についての周辺の情報に関しては, いわゆる引継メモ等がなければ表面的には分からないところではあるが, 高裁書記官としては, 控訴状審査の段階で, 記録を読み込むことによってそのような情報を嗅ぎ分け, 必要に応じて原審に情報提供を求めるといった姿勢が必要であろう。

Q 2 原審の書記官事務について改善を望むことはありますか。

- | | | |
|---|----|-----|
| a | ある | 19人 |
| b | ない | 7人 |

改善を望むことがあるとの回答中, 訴額計算に関するものが半数近くあった。訴額の認定権限は, 受訴裁判所又はその裁判長に属するものであるにも関わらず, 裁判官サイドのリーダーシップが発揮されていない分野である。そのため, 高裁においても, 訴額について書記官が行っている補助事務の負担が重く, 多くの書記官が悩み苦勞している様子が伺われる。原審での訴額計算書の添付を要望する意見も複数あるが, それは, 高裁では基本的には, 原審の裁判長が決めた訴額を出来るだけ尊重したいと考えているので, そのためにも訴額計算書の添付があると, 高裁の裁判長に対して, 訴額の理由が説明し易くなるからであろう(原審の書記官に対しては, 訴額計算が複雑な事件については, 訴額計算書の添付を強く希望していることを伝えたいところである。)

他の回答としては, 本人訴訟の場合の情報提供のあり方(事務連絡書面, 電話聴取書の編綴, 送達場所の届出のすすめ)について改善を求めるもの, 原審で補正や訂正が可能なものはできるだけ済ませておいて欲しいといったものがある。

さて, 原審書記官に対して改善を望む書記官事務について, 自分自身に置き換えてみた場合, 果たして自分は, 高裁書記官として, 他の書記官に対してそのような配慮ができていだろうか。日々の事件処理の際, ①異動で後任に引き継ぐ場合, ②既済事件の引継ぎの場合, ③上訴により上級庁に引き継ぐ場合, ④仕事を急遽休まざる得なくなった場合などに備えて, 自分以外の者が, 迅速かつ円滑に, 自分の担当事件に対して事件処理できるような配慮ができていなければならないであろう。

Q 3 原審の事務処理方法等で工夫や改善が行われていると思った事例はありますか。

- a ある 13人
- b ない 11人
- (無回答 2人)

様々な事件記録に接することは、事件の進め方や調書の記載方法などについて、担当書記官の特徴や工夫に接することが出来、それだけでもとても良い勉強になるということには異論なかろう。高裁書記官としては、そういった経験の蓄積を通じて管内における運用の違いを理解し、より良い事務の参考とし、地裁に戻ったときに、事務改善の参考のための「リーダー役」「伝道師」を目指すべきである。そのためにも、常日頃からそのような観点で事件記録に接することが重要である。

今回集約した回答の中には、本人訴訟の当事者の便宜のために照会書の内容を充実させたり、遠方の当事者（代理人）の負担軽減のため出頭しなくても済む手続きを活用したり、記録整理の便宜のため分界紙に記録の編綴か所を印刷するなど、なるほどと思わせる工夫も多かった。このような事務処理の改善点・工夫点については、高裁地裁簡裁等の審級を問わず意見を出し合い、良いところはお互い利用し合うというようなことができれば理想であろう。ただ、高裁書記官としては、そういった情報の発信源になるという役割も担っていると思われる（次項に関連する）。

Q 4 高裁で気付いたことを原審にフィードバックしていますか。

- a している 18人
- b していない 8人

気付いた内容・程度にもよると思われるが、基本的には記録に付箋をつけて原審に返すことで済ませるという状況である。この方法によると、記録が原審に送付された際、担当者が当該部署にまだ在籍していれば、付箋をつけられた箇所を確認することで、当人は今後の事務処理方法に還元できることにはなる。しかし、このような付箋の恩恵を享受できる担当者は非常に限られてくるだろう。その意味では、（場合によっては主任を通じて）直接担当者に伝えるという方法が最も直接的ではあるが、この方法だと当人に連絡できることが前提となる。「民事上訴記録からみた書記官事

務の留意・連絡事項」に記載する方法は、広範囲に注意喚起を促すことができる反面、伝えるべき担当者にその指摘内容が直接届いたかどうかは不明である。いかなるフィードバックの方法が組織としての裁判所にとって良いのかということをご各自で検討していただくことにして、ここでは問題提起にとどめることとしたい。

閑話休題、3人に1人が気付いていながらフィードバックしていないという回答結果となったが、これはいかなるものか。次項で検討する高裁書記官としての役割という観点からは問題がありそうである。

PartⅢ：高裁書記官としてあるべき姿（または、高裁書記官のアイデンティティー）について

Q 1 あなたは高裁書記官としての誇りを持っていますか。

a 持っている 9人

b 持っていない 5人

c その他 10人

(無回答2人)

結果としては、誇りを持っているという回答とその他の回答が多いが、持っていないという回答も少なからず存在する。持っているとの回答では、その理由として、高裁書記官は「模範となる」べきであることや、「指導的立場」であることを挙げるものが多い。これは、高裁書記官が全体的に書記官経験が長いことや、職制としても下級裁の事件をチェックする立場にあることからくるものであろうか。

持っていないあるいはその他とした意見もあるが、それらも消極的な内容ではなく、高裁も他の下級裁も仕事の重要性は同じであるとか、どの部署に配属されても誇りを持っているなどの前向きな回答が多かった。

全体としてみれば、少なくとも現在の職務について（高裁書記官としてではなくても）、誇りを持って仕事をしている方が多いようである。

Q 2 高裁書記官と下級裁（地裁、簡裁、家裁）の書記官との違いを挙げるとすれば何だと思えますか。

(無回答3人)

高裁は多くの場合2審以降を事件として扱うという性質から、ここで多く挙げられたのが下級裁で行われた手続のチェックないし事後的に検討する機能を高裁は持っているという趣旨の意見である。そして、下級裁の記録を見る中で、事務処理や調書の記載方法など、他の人の仕事ぶりをたくさん見ることができて参考になるという趣旨の意見も見られた。逆に「チェックする」という立場からか、チェックされる立場の下級裁は高裁の事務処理を参考にしていると考えられ、その意味で高裁の書記官は「責任が重い」とする意見も見られた。

Q 3 高裁書記官と下級裁の書記官とでは、仕事上のミスに対する責任について違いがあると思いますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| a 高裁書記官の方が責任が重い | 11人 |
| b 下級庁の書記官の方が責任が重い | 0人 |
| c どちらの責任も重さは等しい | 13人 |
| d その他 | 1人 |

(無回答2人)

下級裁の書記官の方が責任が重いという意見は無かった。高裁の方が重いという意見とどちらも責任は等しいという意見は半々であった。

高裁の方が重いという意見は、その理由として、高裁は事実審の最終審であり、上訴審で争えることは限定されるという性質から、ミスが下級裁に比べ重大な結果を招くことや、下級審の手続をチェックする立場・模範となるべき立場として、その責任はより重いということ、また、世間も高裁に対しての信用・期待は大きく、その分向けられる目も厳しくなることが挙げられた。

責任は等しいとする意見では、Q1と関連する部分もあるが、対当事者の関係、裁判所としての違いはない、書記官としての責任はどこも同じなどの理由から、責任は等しいとするものが多かった。また、高裁と下級裁とで責任が異なるのではなく、ミスの内容、度合いによって異なるのではないかとの意見も見られた。

Q 4 あなたは、高裁書記官としての実務経歴のない者に対して、高裁書記官の仕事を勧めますか。

- | | |
|--------|-----|
| a 勧める | 21人 |
| b 勧めない | 0人 |
| c その他 | 5人 |

圧倒的に「勧める」という意見が多かった。理由としては、高裁管内の下級裁の多種多様な事件を経験したりいろいろな人の事務処理の仕方に接することができる点や、審級の異なる裁判所として、下級裁とは異なる観点から仕事ができる点が多く挙げられた。下級裁から上がってきた事件の記録を読むことから始まる高裁の性質からか、自分以外の者が見ても分かり易い記録にするにはどうしたらよいかという観点が身に付くからという趣旨の意見もあった。

「勧めない」という意見は少なかったが、これもQ 1同様に消極的な意見ではなく、どこの部署も勉強になるので、特に高裁を勧めようとは思わないとか、志願してまでとは言わないが、経験してみるのはいいこととする意見が見られた。

Q 5 あなたは、下級裁の書記官として勤務していた時と比べて、高裁書記官として仕事上で特に気を付けていることはありますか。

- | | |
|--------|-----|
| a ある | 18人 |
| b 特にない | 6人 |
| c その他 | 2人 |

当事者対応に関するものとして、次のような回答がある。

- ① 事実審の最終審となるので、本人訴訟の主張立証等で遺漏のないよう注意させるよう心がけている。
- ② 窓口や電話での当事者対応に、これまで以上に気を遣う。間違っ、「高裁書記官がこう言ったから」と言われぬように。
- ③ 当事者対応をできるだけ丁寧にするよう心がけている。
これは、外部からの、「高裁だから1審より上」とみなされがちな感覚を捉えて、より適切な対応ないし手続教示を心がけている表れだろう。

最も多い回答は、過誤やミスがないように、という趣旨のものである。

それと裏表の関係に立つのだろうが、「根拠条文等の知識の補充」、「事案や争点の早期把握」、「全体への目配り」等、日常の執務をより充実させようとの姿勢が読み取れる回答も多い。

過誤防止は、高裁書記官に限らず全職員の最大の関心事といえる課題であるが、「高裁書記官ならではの過誤防止」というべき回答が出されている。

それは、記録が必ず最高裁や下級裁の目に触れるから、という趣旨の回答である。

これは、単にミスを発見されると恥ずかしい、という低いレベルのものではなく、各人が各人なりに抱いている、高裁書記官に求められる水準を意識しての回答と考えたい。

次のような回答は、そうした積極的な意識の表れと取れる。

- ④ 事務のあり方や知識面で原審にフィードバックできる点がないか気を遣っている。
- ⑤ 役割分担として、原審での手続をチェックし、場合により補正する等、より慎重な事件処理が求められる立場なので、逆に仕事上のミスをするのは問題であり、責任は重い。
- ⑥ 地裁から見て参考になるものでなければいけないと思っているので、地裁時代以上に細かな部分も含めて恥ずかしくないように努めている。

Q 6 高裁書記官としての実務経験は、将来、下級裁での勤務に役立つと思いますか。

- | | |
|--------|-----|
| a 思う | 24人 |
| b 思わない | 0人 |
| c その他 | 2人 |

ほぼ、全回答が、肯定している。

理由としては、次のような趣旨のものが挙げられている。

- ① 単純に、しないよりは経験したほうがよい。決してマイナスにはならない。
- ② 高裁は、多種多様な事件を取り扱うので、得られたスキルは必ず役立つ。
- ③ 裁判所の仕事はすべて関連しているので、様々な分野の経験、知識は役立つ。

- ④ 合議体の事件処理をする上で役立つ。
- ⑤ 将来、主任書記官として控訴記録を点検する際に役立つ。
- ⑥ 各庁の取扱いを知ることができる。
- ⑦ いろいろな書記官の事務処理方法を、記録を通してみることで、参考にすべきことと、やってはいけないことの見極めができる。
- ⑧ 上訴後の具体的な手続を頭において事務処理ができる。
- ⑨ 控訴審で記録を見て、原審でこうやったらよかったと気づくことがある。
- ⑩ 高裁書記官として実務経験をすると、自分以外の者が見てもわかりやすい記録にするにはどうすればよいかという観点が、より意識される。

詳細は、アンケート結果を御覧いただきたいが、この質問に対しては各人が比較的多くの言を費やしている。高裁に来て初めて発見した驚きがにじみ出ているということだろうか。

②ないし⑦は、下級裁では接する機会が少ないので、高裁で実務に携わることを貴重な経験と捉える姿勢の表れだろう。

⑧ないし⑩は、高裁に来て、改めて下級裁の執務がよく理解できるようになったと感じていると思われる。記録を通して、手続が一本の流れとしてつながっていることが俯瞰できるからだろう。

Q 7 下級裁に対し、高裁書記官とは、どうあるべきだと考えますか。

(無回答 8 人)

11 人から、下記①のような趣旨の回答が出された。

① 模範・手本・見本。

広い視野と知識を持ち、「さすが」と言わしめる。

内部や当事者からの評価・信頼を裏切らない。

頼りになる存在。

各下級裁の書記官をリードできる。

指導的立場。

組織人として、独立の公証官として、少しでもよい影響を与える。

以上のような存在になるべき。または、なりたい。

抽象的とも受け取れるが、高裁に所属することで、従前よりも「仕事ぶりを見られている」という意識が強まるのだろう。

もちろん、下級裁においても、仕事ぶりや記録を、当事者や高裁に見られても問題がないように努めてきている。しかし、Q 6でも指摘したように、仕事の流れが俯瞰できる目を持った上で、何が求められているかを各人が考えた結果といえよう。

これを具体化しようと試みた回答もある。

- ② 高裁及び管内各庁の事務処理がよりよきものとなるよう、改善すべき点を指摘し、よき点は広められるように、常にアンテナをのばしておくべき。
- ③ (下級裁と高裁では) 職分・役割分担に違いがあり、優劣の関係にはない。ただ、高裁の書記官のほうがより慎重な事件処理を求められ、また、原審記録を通じて原審手続をチェックする役割を担う立場なので、そのような役割分担を果たすべき存在。
- ④ 得られた情報等を適時適切に(原審に)フィードバックしていくべき。
- ⑤ 正確で的確な指摘ができるとよい。

高裁書記官の手元には、管内各庁から幅広い内容の記録が集まってくる。そこには、改善すべき点、参考にしたい点、新しい知識として保有したい点等、興味深い内容が含まれていることも多い。それを自己の知識に留めず、書記官同士や各庁と共有したいという考えの表れである(なお、フィードバックの手段等は、Part II・Q4参照)。

記録を通じて高裁に集まる情報を、取捨選択・整理し、管内への情報発信源となることを、高裁書記官は願っているように思われる。

ここに、高裁書記官の役割ないし存在意義のひとつがあるのではないか。